

平成24年3月16日

独立行政法人日本貿易保険御中

日本機械輸出組合  
貿易保険委員会  
委員長 菊川哲哉

保険金査定に当たっての物流証憑書類の徴求について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2011年11月8日付けにて御法人より発出されております「平成22年度 会計検査院決算検査報告への対応について」の中で、保険金の査定に当たって「物流を確認するために通関書類などの信頼の出来る第三者が発行する証憑（以下、通関書類等）を徴求し、確認する」となされております。

本件につきましては、当委員会にもご出席頂き、その主旨と背景についてご説明を頂戴しておりますが、かかる運用が実施されれば、下記理由により通関書類等の提出ができないことにより保険金が支払われない事態が生じ、貿易保険が機能しなくなることを強く懸念しております。

つきましては、保険金の査定に当たり、当委員会にてご説明頂きました「一律に通関書類等の提出を求める」という方針を見直し、「原則は通関書類不要、特に疑わしい場合には、取得可能な書類をもって立証を求める」という運用にするよう、再度ご検討頂けますようお願い致します。

なお、会計検査院殿に対しては、同院を訪問し別添資料に基づき問題点等について説明致しましたことを申し添えます。

敬具

記

1. 輸入通関を行なうべき義務を負うのは、被保険者たる輸出者ではなく輸入者であって、輸出者は輸入通関に関わる書類を所持するものではないこと。また、客先たる輸入者が、輸出者に対して通関書類等を提出する商習慣も提出義務もないこと。
2. 保険金を請求する事態に陥った場合、破綻し又は関係が悪化した客先の協力を得て通関書類等の入手を図ることが困難であること。
3. 通関書類の提出が出来ない場合については特段のご配慮を検討頂けるのご説明を受けておりますが、将来、解釈/運用が厳しく変化するのではないかという不安を払拭できないこと。
4. 諸外国の貿易保険機関や民間保険会社でも、一律に取引の実存を確認する書類の提出を求めるような運用を行っている例は承知していないこと。

以上